

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菰野町長 諸岡 高幸

市町村名 (市町村コード)	菰野町 (24341)
地域名 (地域内農業集落名)	菰野第一区 (茶屋の上、三共、曾我、湯の峯、共栄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、鳥獣被害の増加などにより、一部で遊休農地化が進みつつある。

【地域の基礎的データ】農業者3名、団体経営体(法人、集落営農組織等)3経営体
主な作物: 水稲、麦、大豆、茶、イチゴ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田において、主食用米及び飼料用米や集団転作では麦、大豆の生産の取り組みを継続する。畑作においては、茶及びイチゴ栽培の取り組みを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.10ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.10ha
(うち保全、管理が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地所有者は、出して、受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
耕作者の意向を踏まえながら、三重北農業協同組合及び三重県四日市農林事務所と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
希望があった場合、農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業
<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等	<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等
<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他
【選択した上記の取組方針】		
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置する。		